

大学教授の刑事告発に端を發した東京地検特捜部の自民党派閥への捜査が政界を揺るがしている。各派閥国会議員の政治資金収支報告書にパーティー収入の不記載、虚偽記載などが発覚した。その金額は時効成立前の過去5年間でも数億円に上るといふ。

特に問題となっているのは、これらのパーティー収入に対してノルマを課し、

国会議員の政治資金裏金問題

上前から続いていたこと、わち、収支報告書の支出のみに関して帳簿と領収書なごとの合致のみをチェックし、その適法性、適正性にはならぬ関知しない外形的、形式的な「ナンチャッテ監査」なのである。

そもそもかかる制度に「監査」という言葉が使われていることが理解できないのであるが、海外での制度はこれとまったく異なっている。「政治とカネ」に

政治資金を点検、監視する体制はどのようなものであるか。総務省管轄による「政治資金規正法」という法律がある。

わが国では一般国民は確定申告で税務署からの問い合わせに対して、これに直ちに対応することが当たり前であり、一方、納税も含めてお金に対して最も厳しく律すべき国会議員は、収支報告書の記載が誤っている

最低でも

民間並みの監査を

その超過分は議員に還流させ、還流分は収支報告書には記載しないようにしてきたこと、このことが20年以



愛知淑徳大学
ビジネス学部教授
前田 篤

これは「政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的」とし、国会議員関係の資金管理団体など（派閥は含まない）に対して弁護士、公認会計士らによる「政治資金監査」を義務付けている。

しかしながら、この「政治資金監査」は「監査」という言葉が使われているが、上場会社などに行われている財務諸表監査とはまったく異なるものである。すな

まえだ・あつし 監査論 会計実務。慶応義塾大学経済学部卒業。監査法人伊東会計事務所（現PWC Japan）有限責任監査法人）などを経て現職。1959年生まれ。